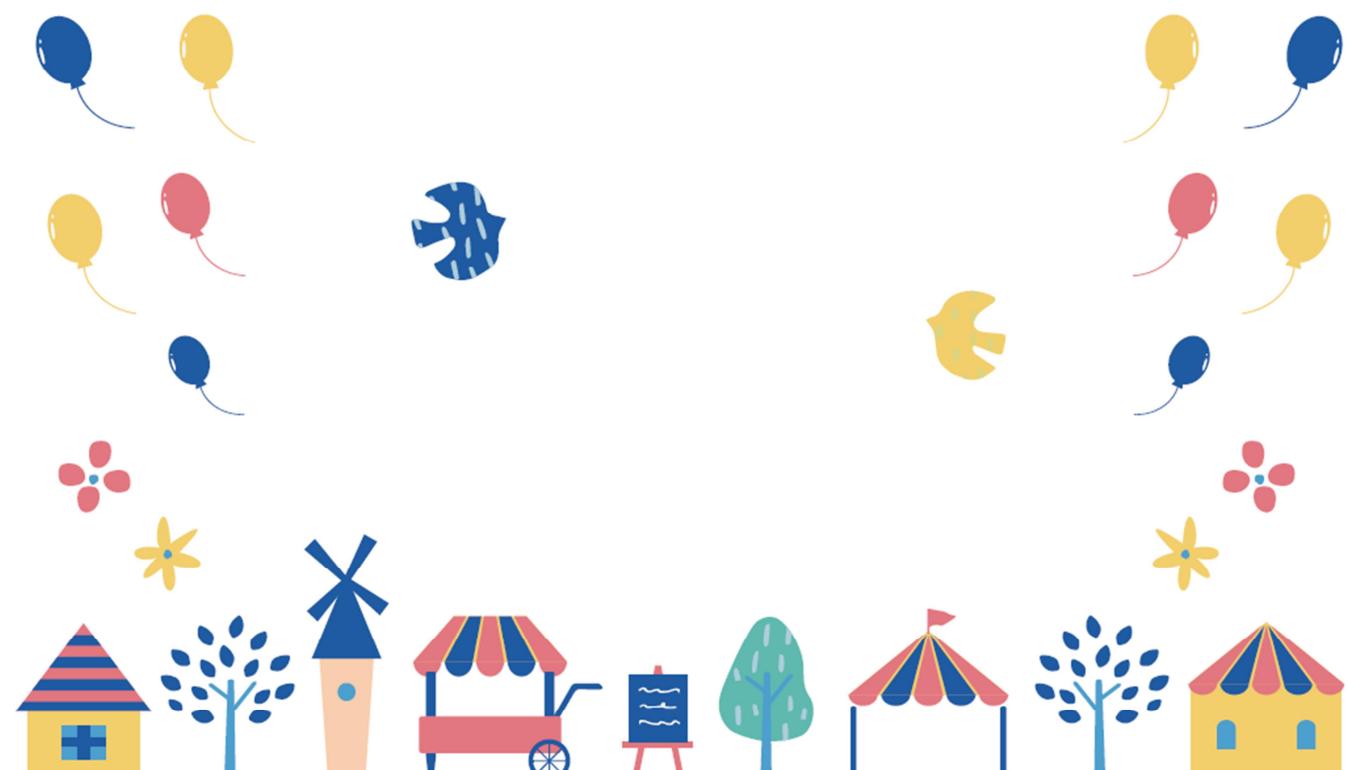


# 春日部市役所「まちのコモンスペース」 イベントマニュアル



# 01

## イベント利用の目的

### 1. 目的

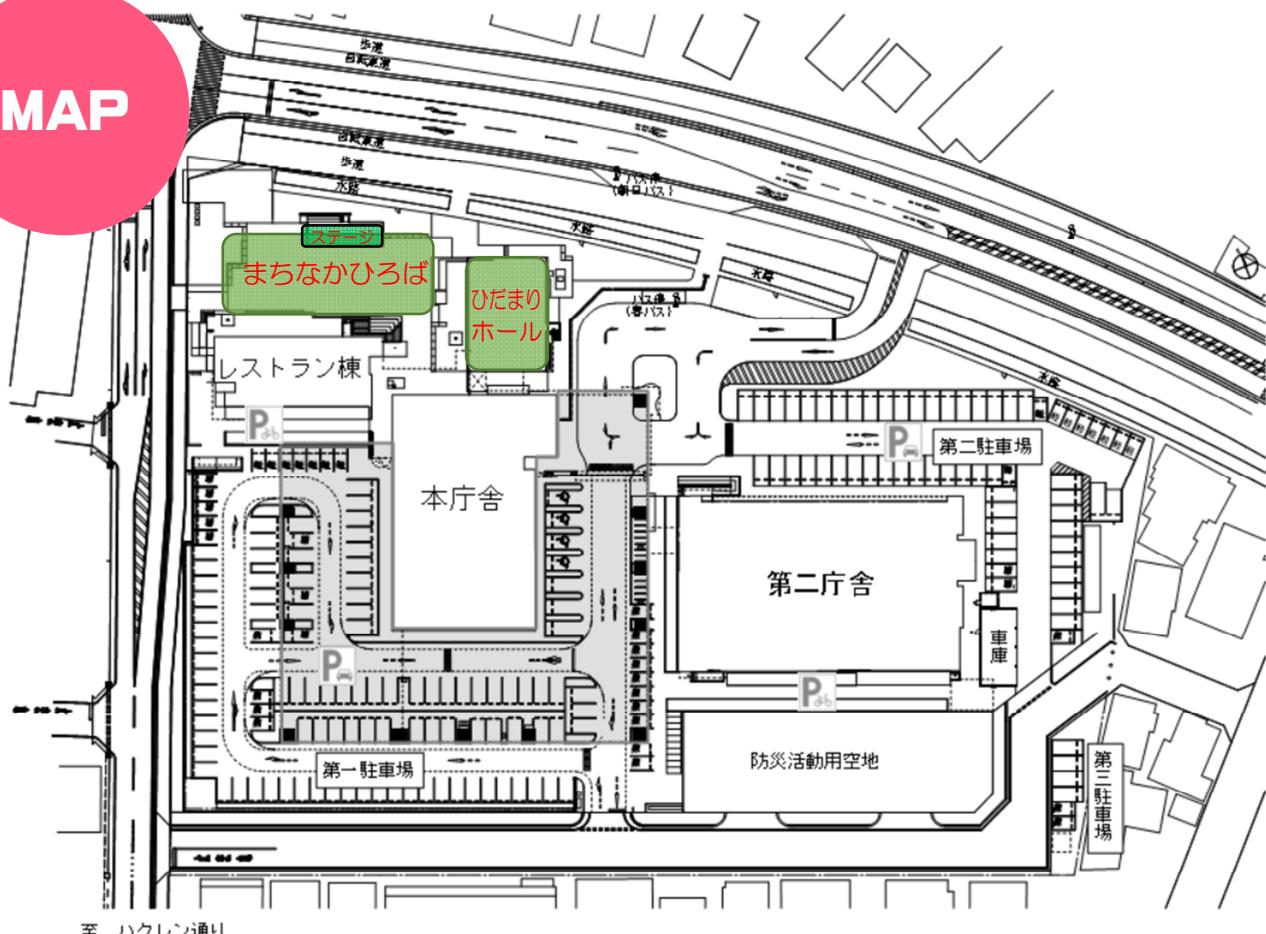
市民や各種団体が主催するイベント等を「まちのコモンスペース」で開催し、さらなるまちの賑わいを創出することを目的としています。

またイベントは、市民をはじめ誰でもが参加できるものとします。

# 02

## イベントエリアについて

MAP



イメージ

まちなかひろばとステージ  
(無償)



1階ひだまりホール（コミュニティ棟）  
(有償)

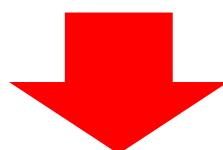


ご予約状況に応じてお貸しできない日にちもございますので予めご了承ください。

1

**会場の予約（春日部市役所 管財課）**

管財課（TEL：048-796-5370）へご連絡又は管財課窓口へお越しの上  
イベント内容、開催日時を確認いたします。



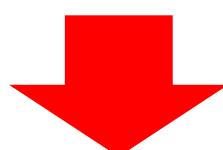
2

**打合せの日程調整**

確認後、QRコードからお打ち合わせ候補日を  
ご回答ください。



お打ち合わせフォーム



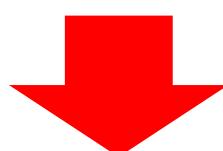
3

**打合せの準備**

お打ち合わせの前にQRコードから資料を  
ダウンロードいただき、企画書を当日ご持参ください。  
※企画書はPC又は手書きで作成可能です。



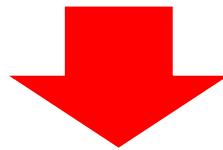
企画書テンプレート



4

**打合せ（担当者：CAFE BLOOMY'S KASUKABE）**

必要な手続きを案内（保健所への届け出など）  
ステージや音響設備等の利用方法を案内  
その他、開催までの相談・助言



イベントが決定しましたら次ページの04に従って必要書類をご提出ください。

# 04

## イベント提出書類について

1

イベント主催代表者の方は担当者へ

1. 出店配置図
2. 出店者リスト

をお送りください。

QRコードより資料をダウンロードいただき  
PC又は手書きにて作成をお願いたします。



資料ダウンロード

2

飲食及び火器を扱うイベントの主催代表者の方は担当者へ

1. 防火管理者資格
2. 衛生管理者資格
3. 生産物賠償責任保険

上記、3種類のコピーをお送りください。

※1.2は必ず資格を所有している必要があります。

※3はイベント開催にあたり保険の加入が必要です。

3

飲食及び火気を扱うイベントの主催代表者の方は

1. 露店開設届（春日部消防署）
2. 臨時出店届（春日部保健所）

を規定に基づき各官公庁へ提出してください。

※提出後、書類写しを担当者へ提出をお願いいたします。

(提出書類に関するお問い合わせ)

メール : bloomys\_kasukabe@acgs.jp

### 1. 商品搬入及び搬出について

- ・出店者の不注意や事故等で破損させた場合には、各自の責任により弁償していただきま  
すので、搬入出や出店中の作業は十分に注意をお願いいたします。
- ・近隣の道路への違法駐車は絶対にしないでください。

### 2. 出店者の基準

- ・飲食関係の出店は保健所の指導・許可に準じる店とします。
- ・開催時にマナー違反や公序良俗を乱す行為が無いように主催者は促してください。

### 3. 出店の位置

- ・出店場所は配置図にて事前に決まった位置で運営をお願いいたします。

### 4. 備品について

- ・出店に必要な備品は主催者、出店者でご用意をお願いいたします。

### 5. 水、電気の使用について

- ・水道、電気はお貸しすることはできませんので予めご了承ください。
- ・また、排水（洗い物・残り汁など）することはできません。

### 6. 事故の責任

- ・開催中に会場内外に問わず、出店者に関わる行為によって事故が発生したときは、該当出店者もしくは主催者側で解決をお願いいたします。

### 7. ゴミの処理について

- ・ゴミは必ずお持ち帰りいただきますようお願いいたします。  
また、出店する各店舗にゴミ箱の設置を行うように主催者は促してください。  
※まちなかひろば、エントランスホールにもゴミ箱を設置してください。  
エントランスホールに常設されているゴミ箱は使用禁止です。イベントのゴミを捨てた場合は、主催者が片づけるようお願いします。

### 8. 喫煙について

- ・会場内は禁煙となっております。
- ・喫煙室が屋外にありますので当日開放する場合は事前にご相談ください。

### 9. イベント終了後の清掃について

- ・イベント終了後、主催者は使用したエリアの点検、チェックをお願いいたします。  
チェックシートを事前にお渡ししますので、テーブルやイスなどを必ず元の状態に戻してください。
- ・ゴミの残りなど無いようお願いいたします。

### 10. 物品の販売について

- ・出店物は販売可能な品物またはサービスとしてください。
- ・以下に該当するものは出品できません。
  - ①消費者の安全を損なう恐れのあるもの
  - ②著しく他の出品者の迷惑となるもの
  - ③偽ブランド商品等の贋作（がんさく）品、著作権を侵害する品、販売禁止素材を使用したもの
  - ④その他市役所側、主催者が好ましくないと認めたもの
- ・お客様からの苦情につきましては、主催者にて適正な対応をお願いいたします。
- ・営業時のトラブル事故等については当方は一切の責任を負えません。

### 11. 飲食の販売について

- ・以下の飲食物は販売可能です。
  - ①調理加工品（できあいの製品）として販売する品目（パン、菓子、アイスクリーム等）
  - ②許可ある店舗または業者が事前調理し、包装やパック詰めした弁当または惣菜、菓子、パンなど
  - ③その他の食品の物品販売（生鮮食料品：野菜、果実、海藻等や瓶詰、缶詰食品等）
  - ④営業許可のあるキッチンカーによる調理品
- ・公序良俗に反する商品を販売しないよう主催者は必ず事前の確認をお願いいたします。
- ・また、営業時のトラブル事故等については当方は一切の責任を負えません。
- ・主催者は保健所の指導に従い適正な対応をお願いいたします。
- ・主催者は衛生面には十分気を付けて、食中毒等事故のないようお願いいたします。

# 06

## よくある質問

Q. 駐車場利用について

A. 平日、土日祝日ご利用可能です。

※多くの来場者が見込まれる場合は、交通誘導を配置してください。

Q. 電源利用について

A. まちなかひろばの電源は使用できません。

ひだまりホールをご利用の場合、室内の電源は利用可能です。（タコ足配線禁止）

Q. 机、椅子利用について（まちなかひろば）

A. 原則、お貸しできません。

Q. 御手洗い、授乳室の利用について

A. 本庁舎にて8:00～18:00までご利用可能です。

Q. 開催時間は何時から何時までですか？

A. 搬入搬出含めて9:00～17:00となります。

Q. 春日部市役所での、ポスターやチラシの掲示について

A. 春日部市役所でのポスター掲示やチラシの配架は行えません。

イベント情報専用のデジタルサイネージをエントランスホールに設置しておりますので、管財課にご相談ください。

Q. 前日搬入について

A. 予約がなければ可能ですが別途料金となります。

金額については春日部市役所ホームページよりご確認ください。



Q. お酒の提供について

A. 敷地内での飲酒は禁止になります。

Q. 他のイベント主催者との調整について

A. CAFE BLOOMY'S KASUKABE (080-7178-7441) に  
ご相談ください。